

在留邦人の皆様へ

平成30年6月20日
在ドバイ日本国総領事館

UAE入国時における18歳未満の者に対する措置について

1. 当地ガルフニュース及び当地キャセイパシフィック社のホームページによれば、UAE政府は本年6月1日からUAE入国時における18歳未満の者に対して、以下の措置を講じているとの情報があります。

- 18歳未満の者が同一の姓ではない親／後見人と一緒に渡航する場合には、出生証明書の写しなど、当該人物との関係を示す書類を提示する必要があります。
- 18歳未満の者が家族以外の18歳以上の者と一緒に渡航する場合には、当該人物の両親の署名のある出生証明書の写し、または署名のある宣誓供述書の写しを提示する必要があります。
- 18歳未満の者が単独で渡航する場合には、航空会社に「Unaccompanied Minor」として登録されている必要がある。

(当地キャセイパシフィック社のホームページ掲載記事)

https://www.cathaypacific.com/cx/ja_JP/travel-information/help-for-passengers/travelling-with-children/unaccompanied-minors.html

(当地ガルフニュースの記事)

<https://gulfnews.com/news/uae/government/minors-travelling-to-uae-without-parents-need-their-authorisation-1.2230290>

2. 本件につきましては、当館へUAE政府当局から正式な通知がなされていない状況ですが、18歳未満の方がUAEに入国する場合には、上記の書類（英文）を携行することをお勧めいたします。

※在留邦人の方は、当館に出生証明を申請することが可能です。

http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_cirtificate.html

3. 本件に関する追加情報があればお知らせする予定ではありますが、詳細につきましては、利用される航空会社、旅行代理店、もしくは当地入国管理局にお問い合わせください。

ドバイ入国管理局連絡先

General Directorate of Residency & Foreigners Affairs - Dubai

電話：+971-800-5111

e-mail：amer@dnrd.ae

<https://www.dnrd.ae/en>

(了)